

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和二年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 堀川会 堀川病院	埼玉県本庄市 本庄一丁目四番十号
病院	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区 大字三室二千四百六十番地